

【8月1日～】

屋内:収容定員の半分程度以内の参加人数

屋外:人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)

- ・全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント(スポーツの試合等)については、6月19日以降、まずは無観客で開催し、7月10日以降は上記の要件に基づき開催すること。
- ・祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事のうち、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。なお、8月1日以降については開催も可能とするが、人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)すること
- ・地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものについては開催可能とする。
- ・リスクへの対応が整わない場合は、主催者は、中止又は延期などの慎重な対応を行うこと。
- ・北九州市内における催物(イベント等)については、6月18日まで開催を自粛すること。

<施設の休業等>

- ・6月1日以降、休業要請は解除する。
- ・北九州市内に所在する施設のうち、これまで国内においてクラスターが発生し、特に感染リスクの高い接待を伴う飲食店(接待を伴う飲食店は、キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ等の名称にかかわらず、客の接待を伴うものが対象)、ライブハウスについては、6月18日まで、休業について協力を要請する。
- ・すべての施設について、開業する場合には、「四方を空けた席配置」、「客の入れ替え時の適切な消毒や清掃」など、施設類型ごとに示す適切な感染防止対策を確実に講ずること。
- ・国内においてクラスターが発生した施設については、厳重な感染防止策を講ずること。

<職場への出勤等>

在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減すること。

<医療機関等への相談>

以下のいずれかに該当する場合には、「帰国者・接触者相談センター」へ相談すること。

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

発熱や咳など、風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず事前に電話で相談すること。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html#a1-6>

■福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口(24時間受付)

TEL:092-643-3288 FAX:092-643-3697

■県民の皆様向けの支援・相談窓口